

日本学術振興会
若手研究者ワークショップ（ブラジル）
平成26年度 募集要項

平成26年3月
独立行政法人 日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science) は、ブラジルサンパウロ州立研究財団 (São Paulo Research Foundation: FAPESP) との覚書に基づき、人文学、社会科学を含む全領域において両国の研究協力を促進し、若手研究者の育成や研究者の自由な発想に基づく学術研究の支援を目的として、標記のプログラムを実施します。

このプログラムは、優秀な若手研究者がワークショップへの参加を通じて知識やアイデアを共有することで、研究者としてのキャリアの方向性を見定め、また、新しい研究領域の開拓に結び付くような共同研究のため、相手国を含む様々な機関に属する研究者同士のネットワーク形成を支援するものです。本会はワークショップ実施に要する経費を支援します。

2. 募集分野

「文化と社会」及び「生物多様性と環境保護」

*平成 27 年度分は「経済と発展」及び「医学と薬学」分野を募集予定

3. 申請資格

本プログラムの実施に当たり、採択決定後から平成26年度中に開催される若手研究者を対象とした日伯ワークショップの日本側コーディネーターを募集します。

3-1. 申請者

科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関(※)に所属する常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者(常勤職の位置づけについては、各機関の定めによります)。

※科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

- ①大学及び大学共同利用機関
- ②文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③高等専門学校
- ④文部科学大臣が指定する機関

3-2. 事業実施の体制

本プログラムでのコーディネーターは、ブラジルとのワークショップ実施にあたって日本側の研究者を代表する者として、参加する若手研究者の人選、プログラムの策定、経理管理、ワークショップの実施、実施報告等におけるコーディネート全般にかかる実質的な責任を負うものとします。

4. 採択予定件数

2件程度

5. 事業内容・事業期間・参加者

5-1. 事業内容

本事業で対象となるワークショップ及び日本側参加者は以下のとおりです。

(1)ワークショップ概要

本プログラムにおけるワークショップは、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間の連続した3日間以内(到着日、出発日は除く)とし、日本及びブラジルのどちらかで開催されるものとします。

(2)ワークショップの日本側参加者

①コーディネーター(上記3.に記載のとおり):1名

②メンター:3名以内

メンターは我が国の大学等研究機関に所属する常勤研究者又は常勤として位置づけられている研究者(常勤職の位置づけについては、各機関の定めによります)とし、ワークショップにおいて、自ら専門分野の講演を行うほか、若手研究者を導く指導的役割を十分に遂行できる能力と経験を有するものとし、コーディネーターと同一所属機関のメンターは最大1名までとしてください。

③参加者:20名程度

対象となる参加者は、我が国の大学等研究機関に所属する若手研究者(常勤・非常勤の別を問わない)とし、平成26年10月1日の時点で博士号取得後10年以内の者としてします。ただし、過去5年以内に(平成21年10月1日以降)に育児休暇等でキャリアを中断した者については、中断期間を考慮します。また、相手国の研究者と対等にディスカッションを行える程度の英語力を備えていることを条件とします。なお、参加者の2/3以上がコーディネーターとは異なる所属機関の研究者となるようにしてください。

(3)ワークショップのブラジル側参加者(参考)

コーディネーター1名、メンター3名以内、参加者20名以内とします。要件はブラジルFAPESPの定める通りとします。

(4)ワークショップ実施に係る注意事項

ワークショップの実施に当たっては、次の点を考慮してください。

①ワークショップの言語は英語とする。

②コーディネーター、メンターによる基調講演を含めること。

③若手研究者が自らの研究内容について発表できる機会(ポスターセッションや口頭発表等)を設けること。

④ネットワーク作りの時間を設けること。

⑤ワークショップに関連する研究施設の訪問を含めてもよい。

⑥メンター、参加者の所属機関及び男女のバランスに配慮すること。

5-2. 参加者の募集

参加者の募集は、採用決定後、日伯コーディネーターが責任を持って行ってください。募集の際には、コーディネーターの所属機関のみならず、幅広く周知し、選考してください。

6. 本会支給経費・事業規模・経費の範囲・支給方法

6-1. 日本側支給額

ワークショップ1件につき 800万円以内

*支給経費は、採用後に本会に提出される実施計画に基づき決定します。

6-2. 事業規模

本プログラムで申請することができる経費は、ワークショップの遂行に必要な研究交流経費及び業務委託手数料であり(各経費の詳細は下記6-3参照)、応募総額は、1件当たり年間 800万円(事業実施経費の10%以内の事業管理経費(委託手数料)を含む)以内とします(分野等に応じた適正な規模の応募も可能とし、応募総額の下限は設定しません)。

6-3. 経費の範囲

ワークショップの実施に要する業務については、コーディネーターの所属機関に対して本会が「業務委託」する方法により行います。

申請可能な経費は、事業計画の遂行に必要な(1)研究交流経費、及び(2)業務委託手数料です。申請に当たっては、事業計画の実施期間における所要経費を計上していただきます。経費の使途の有効性を十分に検討し、適正な規模の経費を申請してください。

別途公表する「経費の取り扱いについて」及び機関の会計関係規程等に当たって、適切に管理執行してください。

(1) 研究交流経費

① 日本開催ワークショップ

- ・国内旅費:本会合、準備会(2回以内)、整理会(1回以内)に係る日本側コーディネーター、メンター、参加者の旅費
- ・開催経費:消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、レセプション経費、エクスカーション経費

② ブラジル開催ワークショップ

- ・外国旅費:日本側コーディネーター、メンター、参加者の往復国際航空運賃、滞在費
- ・国内旅費:準備会(1回以内)、整理会(1回以内)に係る日本側コーディネーター、メンター、参加者の旅費
- ・開催経費:消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、準備会・整理会に係る会議費、雑役務費等日本国内で使用するものに限定する。

(2) 事業管理経費(委託手数料)

事業の管理に必要な経費として、事業実施経費の10%の範囲内で事業管理経費(委託手数料)を計上できます。

7. 申請手続

日本側コーディネーターは本会へ次の書類を提出すると共に、ブラジル側コーディネーターは FAPESP へ所定の書類を提出してください。英文申請書は日伯で同一のものをそれぞれ提出してください。日本とブラジルのどちらか一方にしか書類が提出されない場合、当該申請は無効となりますのでご注意ください。

(1) 提出書類(紙媒体)

コーディネーターは、下記①の書類を整え、所属機関長へ提出してください。所属機関長は、申請書類を取りまとめ、下記②の書類を添付して、申請期間中に下記 15.にある本会研究協力第一課宛に提出してください。なお、使用する用紙は全てA4判とし、両面に印刷の上、様式ごとに左上一ヶ所をホチキス止めしてください。

- ①受入研究者の準備する書類(所属機関へ提出)
 - ・様式 1 申請書情報(和文)(原本1部、写し3部)
 - ・様式 2 Application Form(英文)(原本1部、写し3部)
- ②機関において準備する書類
 - ・様式 3 申請一覧(和文)(原本1部)

(2) 応募受付期間

平成 26 年 5 月 9 日(金)～平成 26 年 5 月 15 日(木)(本会必着)

[注]上記の受付期間は申請機関の長から本会に申請書類が提出される期限であり、受入研究者が申請機関の長に申請書類を提出する期限は、それより前であることが予想されるので、注意してください。

8. 審査方針

審査に当たっては以下の観点に加え、開催地が妥当であるかどうかも考慮します。

- ①【若手研究者の人材育成と国際共同研究の推進に向けた取り組み】
 - ・若手研究者が知識やアイデアを互いに共有し、将来世界的に活躍する研究者としてのキャリアパス形成の礎石となるような内容であること。
 - ・新しい研究領域の開拓に結び付くような共同研究のためのネットワーク形成を支援。
 - ・若手研究者の参加とワークショップの内容が相互に有機的に関連し、効果的に推進される計画となっていること。
- ②【学術的価値】
 - ・ワークショップ計画やコーディネーターのこれまでの活動が日伯両国における当該研究領域にて高い水準のものであって、本ワークショップの開催により一層の発展が見込まれるものであること。
- ③【相手国との交流の意義・必要性】
 - ・ブラジルにおいて特有もしくは特に重要と認められる研究課題であり、かつ、ワークショップ開催を通して、日伯の研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、両国の研究者が協力して学術交流する意義が明らかであること。
 - ・ブラジルという国・地域とワークショップテーマの関連についての戦略性が明確な計画となっていること。

④ 【事業計画の妥当性】

- ・応募された経費の額と使途が、ワークショップの内容を踏まえた妥当なものであり、事業計画の遂行上、必要不可欠なものであること。
- ・参加者である若手研究者の選抜方針・基準、選抜方法が事業計画に沿った適切なものとなっていること。
- ・ブラジル側コーディネーターとの事前交渉が明確に行われており、ワークショップの目標達成に向けた計画が具体的で、かつ実現性の高い内容となっていること。

⑤ 【期待される成果】

- ・若手研究者が、将来、世界的水準の研究人材として活躍し、我が国の学術の振興に貢献することが期待される計画であること。
- ・本事業の実施を通して達成された研究成果が、我が国及び国際的な学術上の課題解決に資するものであること。

9. 選考方法と選考結果通知

(1) 本事業の審査は総合領域を除く8領域で行われます(以下、分科細目表参照)。従って、「総合領域」、「総合人文社会」、「総合理工」または「総合生物」に当たる細目を選択した場合は、審査を希望する領域を選んでください。

「分科細目コード表」<https://www.kokusai.jsps.go.jp/jsps1/saimokuList.do>

(2) 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査に基づき、本会採用候補課題を決定した後、対応機関との協議の上、採用・不採用を決定し、その結果を平成26年9月頃に所属機関長に通知します。

(3) 書面審査の結果、不採用となった申請者に対しては、その旨を、平成26年9月頃に、審査における以下の区分によるおおよその位置づけとともに、代表機関長宛に文書で通知します。

- ・不採用A(不採用の中で上位)
- ・不採用B(不採用の中で中位)
- ・不採用C(不採用の中で下位)

10. 採用決定後の手続

本会は、代表機関長宛に、事業実施に必要な諸手続を通知します。コーディネーターは実施計画書を所定の期日までに提出してください。

11. コーディネーターの所属機関及び本人の義務

11-1. 業務委託契約の締結

コーディネーターの所属機関は、本会与業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理・執行を行ってください。

11-2. 成果の本会への通知と積極的公開

採用となったコーディネーターの所属機関は、本事業の実施に係るプログラム内容や成果を本会に通知するとともに、ホームページ等を活用し、事業計画の内容、経過、成果等を日本語及び英語(あるいはその他の外国語)によって社会に対して積極的に情報公開することにより、学術の国際交流の推進に協力する義務を負います。

本事業の実施により生じた成果物の権利について、本会は関与しませんが、成果発表に際しては、本会の助成を受けたことを明記する義務を負います。

また、本事業実施に際し、広報物を作成する際には、本会の支援であることを明記してください。

12. 申請に際する留意事項

12-1.

本会の国際交流事業では、既に研究代表者等(研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。)として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については、別紙「国際交流事業の重複制限一覧」でご確認ください。

この重複制限の定めは、他の事業において研究代表者等になっている者の本事業への申請もしくは本事業の申請段階において他の事業への申請を制限するものではありませんが、採用後、他事業で採用されたことを理由とする研究代表者等の変更を認めませんのでご注意ください。また、一旦提出した申請について、提出から採用決定までの間も研究代表者等の変更を行うことは認められません。

12-2.

本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことがあるコーディネーターは、その事業の成果(見込み)と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にした上で申請してください。

13. 支給経費の適正な使用及び個人情報の取り扱い等

13-1. 不正使用等に対する措置

研究者等による競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等のしかるべき措置を行います。

競争的資金等の適正な使用等については、「競争的資金等の適正な使用等について」(別紙2)をご参照ください。

13-2. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)します。

なお、採択されたワークショップについては、コーディネーター、メンター及び参加者の氏名、職名、所属部署名、ワークショップ名、実施計画及び報告書等が、本会のホームページにおいて公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

14. その他

- (1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。
- (2) 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。
- (3) 本事業の研究成果の権利の帰属については、日伯のコーディネーターが我が国及びブラジルの法規を順守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。コーディネーターの所属機関は知的財産権の帰属について、あらかじめ規定等により定めておくようにしてください。
- (4) 「『国民との科学・技術対話』の推進について(基本的取組方針)」(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)で提言されているように、研究者が研究活動の内容や成果を分かりやすく説明する活動(「国民との科学・技術対話」)への積極的な取組をお願いします。

15. 連絡先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
独立行政法人 日本学術振興会 国際事業部 研究協力第一課 若手交流第一係
電話:03-3263-1944(ダイヤルイン)
(照会受付時間:祝日を除く月～金 9:00-17:30)
E-mail: asia_seminar@jsps.go.jp

ブラジル側対応機関連絡先

São Paulo Research Foundation (FAPESP)
Dr. Regina Costa de Oliveira
Biological and Agronomical Sciences Area Director
E-mail: chamada_JSPS_workshop@fapesp.br

本表は、甲欄の事業について研究代表者等になっている者が、乙欄の国際交流事業に応募する場合の重複制限を示したものです。

- 双方の事業において重複して研究代表者となることが可能
 △双方の事業において同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可
 ×双方の事業において重複して研究代表者となることは不可

乙欄 甲欄	二国間交流事業 (共同研究、セミナー)	国際化学研究協力事業 (ICCプログラム)	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業	頭脳循環を加速する若手研究者 戦略的海外派遣プログラム	若手研究者ワークショップ(ブラジ ル)
二国間交流事業 (共同研究、セミナー)	△	△	×	×	×	×	△
国際化学研究協力事業 (ICCプログラム)	△	—	×	×	×	×	○
国際共同研究教育パートナーシップ プログラム(PIREプログラム)	△	×	×	×	×	×	○
災害からの回復力強化等に関する領 域横断的研究協力事業	△	×	×	×	×	×	○
多国間国際研究協力事業(G8 Research Councils Initiative)	×	×	×	×	×	×	×
日独共同大学院プログラム	×	×	—	×	×	×	×
先端研究拠点事業	×	×	×	×	×	×	×
アジア研究教育拠点事業	×	×	×	×	×	×	×
研究拠点形成事業	×	×	×	—	×	×	×
日中韓フォーサイト事業	×	×	×	×	—	×	×
若手研究者インターナショナル・ト レーニング・プログラム(ITP)	×	×	×	×	×	×	×
頭脳循環を加速する若手研究者 戦略的海外派遣プログラム	×	×	×	×	×	×	×

公募予定のある国際交流事業一覧

(※平成26年2月20日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施) 期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者	
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を促進させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究:100～500万円以内/年度 セミナー:120～250万円以内	共同研究:1～3年 セミナー:1週間以内	全地域(ただし募集時期によって異なる)	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月もしくは2月(対応機関による)	研究者	
	特定国派遣研究者事業 (研究協力第二課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による)	14日～2年間(派遣国、対応機関による)	オセアニア、北米、中南米、ヨーロッパの対象国	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者	
	国際共同研究事業 国際化学研究協力事業 (ICCプログラム) (国際企画課)	日本と米国との間で、化学分野において新たな見地を切り開き、高いレベルの相乗効果を実現させることができる国際共同研究を支援。	1,500万円以内/年度	3年	米国	化学	予備申請9月、本申請11月	研究者	
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月	所属機関または部局長	
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内/年度	5年	ドイツ	全分野	11月	所属機関または部局長	
	研究拠点形成事業 (研究協力第一課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。 B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	2,000万円以内/年度 800万円以内/年度	5年 3年	全地域 アジア・アフリカ	全分野 全分野	10月 10月	所属機関または部局長	
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	3日間	ドイツ、フランス、米国	全分野	3月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦者	
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課)	我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者	
	HOPEミーティング～ノーベル賞受賞者との5日間～ (研究協力第一課)	アジア太平洋地域等の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者同士と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア太平洋地域等	年度ごとの分野/テーマ	9月	博士課程学生、ポストドク研究者	
	若手研究者ワークショップ(ブラジル) (研究協力第一課)	優秀な若手研究者がワークショップへの参加を通じて知識やアイデアを共有することで、日伯の研究者同士のネットワーク形成を支援。	800万円以内/年度	3日間以内	ブラジル	年度ごとの分野/テーマ	2月	研究者	
	頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム (海外派遣事業課)	大学等研究機関が、研究組織の国際研究戦略に沿って、世界水準の国際共同研究に携わる若手研究者を海外へ派遣(原則1年間以上)し、様々な課題に挑戦する機会を提供する取組を支援。	渡航費・滞在費、国際共同研究に必要な研究費	事業期間:1～3年間	全地域	全分野	平成25年度は7月	機関長	
外国人研究者の招へい事業	外国人特別研究員事業(一般) (人物交流課)	海外の優秀な若手研究者(ポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者	
	外国人特別研究員事業(欧米短期) (人物交流課)	欧米諸国の優秀な若手研究者(ブレドク(2年以内に博士号取得見込)及びポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月7月10月1月	受入研究者	
	外国人特別研究員事業(定着促進) (人物交流課)	外国人研究者を大学等で常勤職として採用する取り組みを促すため、大学等で外国人研究者を招へいする機会を提供。	渡航費(往路航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	9月	機関長	
	外国人招へい研究者事業	長期 (人物交流課)	海外の中堅以上の研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と特定の研究課題についての共同研究を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	2か月以上10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
		短期 (人物交流課)	海外の教授クラスの研究者を日本に招へいし、我が国の研究者との討議、意見交換や、講演等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
		短期S (人物交流課)	ノーベル賞級の国際的な賞の受賞者など、特段に優れた業績及び受賞歴をもち、当該分野で現在も指導的立場にある海外の研究者を日本に招へいし、講演、研究指導等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	7日以上30日以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
論文博士号取得希望者に対する支援事業 (人物交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内/年度	原則3年	アジア・アフリカ	全分野	8月	日本側研究指導者		

競争的資金等の適正な使用等について

2014年2月

国際事業部・海外派遣事業課

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）等を踏まえ、国際交流に関する各種公募事業について、以下のように取り扱うことといたします。

(1) 不合理な重複・過度の集中の排除

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(2) 研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成25年規程第4号「研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性の確保及び競争的資金等の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業について、研究活動の不正行為及び競争的資金等の不正使用等（※1）を行った研究者等（※2）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「不正行為」とは、研究成果の中に示されたデータ、調査結果又は論文等の捏造、改ざん又は盗用等をいう。「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用

又は競争的資金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けることをいう。(同規程第2条)

※2 不正行為及び不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第15条)

① 不正行為に関する措置の対象者

- ・不正行為に関与したと認定された者。
- ・不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

② 不正使用等に関する措置の対象者

- ・不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者。

① 当該競争的資金等の交付を取り消すとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。なお、不正行為に係る競争的資金等の返還額は、当該不正行為の重大性、悪質性及び研究計画全体に与える影響等を考慮して定める。

② 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管するすべての競争的資金等を交付しない。

措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為又は不正使用等が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正行為又は不正使用等の内容及び研究機関が行った調査結果報告書等を速やかに公表します。

また、日本学術振興会は、国の行政機関及び独立行政法人（日本学術振興会を除く。）が交付する競争的資金等において不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、競争的資金等を交付しません。

(3) 関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から資金・経費等を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。